

令和3年度

新宿区立新宿NPO協働推進センター  
指定管理者の管理業務に係る事業評価結果

令和4年9月

新宿区

# 目 次

第1	事業評価の目的	1
第2	評価の概要	2
1	評価者	2
2	評価委員会開催概要	2
3	評価項目	2
4	評価対象	2
5	評価方法	3
第3	施設の概要	4
1	施設概要	4
2	指定管理者	5
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止対応	5
第4	評価の結果	6
1	評価委員による評価及び評価結果	6
2	各項目に対する評価	8
3	総合評価・全体評価	10
○	参考資料	
1	運営状況	11
2	アンケート結果	13
3	新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務 に係る事業評価に関する要綱	19

この事業評価結果における「NPO」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動（営利を目的とせず、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動）を行う団体を指しています。

## 第1 事業評価の目的

新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）は、新宿区内において社会貢献活動を行う特定非営利活動法人その他の多様な主体の協働の取組みを推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備することにより、区内における社会貢献活動の健全な発展を図り、もって区民の福祉の向上に寄与するため、平成25年4月1日に開設しました。

NPOセンターの管理運営については、効率的で質の高いサービスを提供できるように、指定管理者制度を導入し、指定管理者選定に係る評価、議会の議決など必要な手続きを経て、一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会を指定管理者として指定しました。

新宿区では、指定管理者の管理業務が協定書の定めに従って適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って円滑に運営し、施設利用者へのサービスの向上がなされたかなどを検証するために、毎年度終了後、指定管理者の管理業務の事業評価を実施することとしています。

NPOセンターにおいても、評価の結果を今後の管理業務に反映させ、利用者へのより良いサービスの提供に寄与できるよう、外部委員の参画による新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会を開催し、令和3年度の指定管理者管理業務の事業評価を実施しました。

この事業評価結果は、同評価委員会による評価や意見を踏まえ、新宿区が取りまとめ、決定したものです。

事業評価結果は、今後の管理業務の改善及びサービスのより一層の向上のため、指定管理者に通知します。

## 第2 評価の概要

### 1 評価者

- (1) 名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会
- (2) 構成  
評価委員 5名（外部委員3名・内部委員2名）  
早田 幸 （早稲田大学社会科学総合学術院教授）  
※委員長（各評価委員の互選により選任）  
関口 宏聡 （NPO法人 セイエン代表理事）  
加藤 弘美 （税理士）  
高橋 美由紀 （新宿区地域振興部生涯学習スポーツ課長）  
宮端 啓介 （新宿区地域振興部柏木特別出張所長）

### 2 評価委員会開催概要

- (1) 日時 令和4年7月22日（金）午後2時30分から午後4時40分まで
- (2) 場所 新宿区立新宿NPO協働推進センター 5階 501会議室
- (3) 出席者  
ア 評価者：評価委員 4名（1名は当日欠席）  
イ 指定管理者：新宿区立新宿NPO協働推進センター職員 3名  
ウ 事務局：地域振興部地域コミュニティ課職員 3名
- (4) 内容  
ア 施設見学  
イ 事業説明  
ウ ヒアリング、質疑応答、意見交換  
エ 各委員による評価、評価に基づく意見交換  
オ 施設所管課による各委員の評価の取りまとめ

### 3 評価項目

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 利用・サービスに関すること
- (3) 施設・設備の管理に関すること
- (4) 管理運営経費に関すること
- (5) 事業に関すること

### 4 評価対象

- (1) 令和3年度事業実績報告書
- (2) 事業計画書
- (3) 指定管理者からの説明及び質疑応答

## 5 評価方法

### (1) 評価手法

指定管理者からの事業報告及び質疑応答を経て、各委員が小項目ごとに評価を行いました。大項目の評価は各小項目の平均値、総合評価は各大項目の平均値としました。これらを踏まえ、区が総合評価及び全体評価を決定しました。

### (2) 評価基準

評価は、次のとおり 4 段階評価で行いました。

- 4 : 優良
- 3 : 良
- 2 : 相当
- 1 : 課題あり

### 第3 施設の概要

#### 1 施設概要

- (1) 施設名称 新宿区立新宿NPO協働推進センター
- (2) 所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目36番12号  
(併設：しんえい子ども園もくもく、しんえい学童クラブもくもく、防災ルーム、防災備蓄倉庫)
- (3) 施設規模
- ア 複合施設全体  
土地面積：4,264.16㎡  
建物面積：4,126.61㎡  
構造：校舎棟 地上5階建て 鉄筋コンクリート造  
屋内運動場棟 地上2階建て 鉄骨造 RC造
- イ 新宿区立新宿NPO協働推進センター  
延床面積：1,804.88㎡  
(会議室等：1,110.88㎡ 多目的室：694㎡)  
多目的グラウンド：1,423㎡
- (4) 開館時間等
- ア 開館時間：午前9時～午後10時
- イ 利用時間：午前9時～午後9時45分
- ウ 休館日：毎月第二火曜日・年末年始
- (5) 主要施設

階	室名	面積 (㎡)	定員 (人)	特徴
5階	501会議室	92.74	72	音響装置、天井備付けプロジェクター完備
4階	401会議室A	30.66	16	A・B合わせて一体利用可能
	401会議室B	30.66	16	
	受付、フリースペース、作業室、事務室			
3階	倉庫			
2階	2階多目的室	350.79	264	運動利用可能・土足厳禁
	男女更衣室			
1階	101会議室	43.63	18	
	102会議室	34.24	16	防音仕様
	1階多目的室	181.5	81	運動利用可能・土足厳禁
屋外	多目的グラウンド	1,423		日・祝日のみ利用可能

## 2 指定管理者

(1) 指定管理者名

一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会

(2) 指定期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで（3年間）

(3) 業務の範囲

新宿区立新宿NPO協働推進センター条例（平成24年新宿区条例第38号以下「条例」という。）第3条及び第6条に規定する以下の業務とする。

- ・ 社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関する業務
- ・ 社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関する業務
- ・ センターの利用に関する業務
- ・ 条例第21条に規定する団体登録、条例第22条に規定する利用の承認、条例第23条に規定する利用の不承認及び条例第24条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・ 条例第27条に規定する利用料金の納入、条例第29条に規定する利用料金の減免及び条例第30条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

## 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応

令和3年9月30日まで 利用定員の制限（半数以下）

令和3年10月24日まで 利用区分「夜間（18:00～21:45、18:00～21:00）」  
の新規受付中止及び利用自粛の要請

## 第4 評価の結果

### 1 評価委員による評価及び評価結果

評価項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均
1 施設の運営に関すること	3.4	2.4	3.1	2.1		2.8
(1)利用率・稼働率	4	1	3	2		2.5
(2)職員体制	4	2	3	2		2.8
(3)職員教育	3	2	3	3		2.8
(4)緊急時の対応	3	3	3	2		2.8
(5)区との連絡調整	3	2	4	2		2.8
(6)適正な労働環境の確保	4	3	3	2		3
(7)新型コロナウイルス感染症対策	3	4	3	2		3
(8)その他施設の運営	3	2	3	2		2.5
2 利用・サービスに関すること	3.6	2.6	3.8	2.2		3.1
(1)利用手続	3	3	4	2		3
(2)利用者サービスの向上	4	2	4	3		3.3
(3)利用者対応・接遇	4	3	4	2		3.3
(4)利用者要望の把握・対応	4	2	4	2		3
(5)個人情報等の適切な対応	3	3	3	2		2.8
3 施設・設備の管理に関すること	3.3	3	3.3	2		2.9
(1)施設・設備管理	3	3	3	2		2.8
(2)施設修繕・備品管理	4	3	3	2		3
(3)省エネルギー・省資源	3	3	4	2		3
4 管理運営経費に関すること	3	2.3	3	2		2.6
(1)適正な会計	3	2	3	2		2.5
(2)目標の達成	2	2	3	2		2.3
(3)経費節減、収入・利益率確保の努力	4	3	3	2		3
5 事業に関すること	3	2	4	2.5		2.9
(1)事業実施	3	2	4	2		2.8
(2)効果的・効率的な視点	3	2	4	3		3
総合評価	3.3	2.5	3.4	2.2		2.9
全体評価	3(良)					

【評価の見方】

(1) 各小項目

4：優良、 3：良、 2：適当、 1：課題あり

(2) 全体評価

「総合評価」の平均欄の数値を下記基準により全体評価として記載

- 3.5以上の場合 : 4 (優良)
- 2.5以上3.5未満の場合 : 3 (良)
- 1.5以上2.5未満の場合 : 2 (適当)
- 1.0以上1.5未満の場合 : 1 (課題あり)

## 2 各項目に対する評価

### (1) 施設の運営に関すること

施設の運営をする上で重要な「利用率・稼働率」「職員体制・教育」「緊急時の対応」「区との連絡調整」等について評価しました。

〔評価結果〕（平均2.8点）

施設の運営に関して、コロナ禍の中においても施設の意義を発揮すべく、施設の貸出継続やオンラインの長所を活かした講座等の事業が実施されていると評価できます。

稼働率については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標未達となりました。新規ニーズの開拓や未利用・未開拓団体へのアウトリーチが十分と言えないため、稼働率向上に向けた取り組みを行い、多くの団体に利用されることを期待します。

職員体制・職員教育については、新しいニーズに対応して適切に行われています。しかし、内部研修だけでなく、外部研修も積極的に活用するなどスキル向上に取り組むことを期待します。

引き続き、情報の整理・共有・振返り、ノウハウの共有を継続することで、情報発信や相談事業等が進展し、施設の発展につながることを期待します。

### (2) 利用・サービスに関すること

「利用手続」「利用者サービスの向上」「利用者への対応・接客」「利用者要望の把握・対応」等利用者に配慮したサービスが適切に行われているかについて評価しました。

〔評価結果〕（平均3.1点）

施設利用については、これまでの経験を活かして、SNS等を活用した情報発信やフリースペースでの情報提供、活動団体のPR支援、予約システムの改良、貸出ロッカーの期間延長等、利用者の利便性・満足度の向上に取り組んでいると評価できます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う手続きについては、区との協議などにより適正化・標準化が図られています。特に情報発信やオンラインによる講座等の提供サービスは、コロナ禍以後、取り組みに大きく変化があり、内容、方法とも高く評価できます。

一方で、過年度評価でも指摘されている参加者の少ない講座や作業室の利用者が少ない状況について目立った改善が見られないため、実効性のある将来につながる改善を期待します。引き続き、利用者ニーズの分析を行い、さらなるサービス向上に向けて取り組んでいくことを期待します。

(3) 施設・設備の管理に関すること

施設や設備の管理をする上で重要な「施設・設備管理」「修繕・備品管理」「省エネルギーへの取組」について評価しました。

〔評価結果〕（平均2.9点）

施設・設備の管理に関することについては、日常清掃、備品の管理、スタッフによる修繕等、設備等に関する細やかな配慮が継続的に行われている点が評価できます。

省エネルギー・省資源への取組みについても、エアコンの温度管理、利用者への省エネに対する働きかけなど、職員や利用者へ向けて省エネルギー意識の喚起が行われているものと評価します。

職員による巡回時における点検や定期点検により、施設・設備の管理上の問題はなく、自主事業として全館にwi-fiを導入するなど自主的な取り組みも評価できます。引き続き、区とも綿密に連携し、安全で快適な施設を維持していくことを期待します。

(4) 管理運営経費に関すること

管理運営に係る経費について、適正な会計管理を行っているか、また目標とする利用収入・収益率の達成について評価しました。

〔評価結果〕（平均2.6点）

会計処理については、毎月の月次報告書で区に報告されており、適正な会計管理がなされています。

支出計画見直し、新型コロナウイルス感染症による影響に対応すべく弾力的なコストコントロールに努めた点が評価できます。ただし、機関紙等によるPRや講座事業等のオンライン併用化等の取り組みにより、昨年度と比べ参加費収入増大傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用料金収入及び実施事業収入は予算額を下回っています。今後、稼働率向上に向けた新たな取り組みを検討のうえ実施し、安定的な収入の確保に努めていくことを期待します。

これまでの経験・ノウハウを活かした、施設運営に向けて、工夫を凝らして利用促進を図ることを期待します。

(5) 事業に関すること

事業について、「事業実施」・「効果的・効率的な視点」で行われているかについて評価を行いました。

〔評価結果〕（平均2.9点）

事業に関しては、事業計画書で予定したとおり、講座・交流事業・普及啓発事業など、オンラインを併用する工夫により全て実施できた点、NPOまつりについても長期間の準備と、当日のイベントを組み合わせで行い、有意義に展開出来ている点を評価します。

コロナ禍に対応する中で、オンライン併用型で事業を行う等、効果的な事業の実施に取り組んでいますが、他の自治体で指定管理者により運営されているNPO支援センター等と比較すると、まだ質的・量的に充分とはいえないため、区と協議しながら新たに自主事業を展開するなど、施設の設置目的に即した事業を柔軟に展開していくことを期待します。

### 3 総合評価・全体評価

令和3年度の指定管理者の管理業務について、各評価委員の評価を踏まえ、総合評価は「2.9」となりました。また、全体評価は、評価基準（2.5以上3.5未満→3：良）に照らし、「3：良」と評価しました。

施設の運営については、職員体制・スキル向上を図り、サービス向上に努めたことにより、利用率・問合せ数・利用者の満足度の向上に反映されたと評価します。

コロナ禍においても、リピート団体の利用、施設をきっかけとした団体の活躍、認知度の増大による広いエリアからの利用の増加など、さらに活動が広がることを期待されます。

コロナ禍が続き、利用団体の活動が停滞している中においても、団体の持つノウハウ・経験値を活かし、協働の推進を図るための社会貢献活動を支える拠点として、区内の社会貢献活動の活性化に繋がることを期待します。

## 運営状況

## (1) 施設別利用状況等

## ① 施設稼働率・利用者数

施設名	稼働率			利用人数
	利用可能区分数	利用区分数	稼働率	
101会議室	835	92	11.0%	347
102会議室	836	61	7.3%	216
401A会議室	849	197	23.2%	1,488
401B会議室	849	173	20.4%	397
501会議室	870	349	40.1%	3,465
1階多目的室	839	33	3.9%	445
2階多目的室	838	85	10.1%	1,626
多目的グランド	129	18	14.0%	430
計	6,045	1,008	16.7%	8,414
2年度計	4,820	669	13.9%	4,932
前年度比	125.4%	150.7%	120.1%	170.6%

※利用可能区分数は、各施設ごとに保守点検等により利用不能となった区分数を差し引いた数である。  
 ※利用可能区分数及び利用区分数は、1日を3区分（午前・午後・夜間）した区分数の合計である。  
 ※新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセルについては全額返金とした。

## ② 相談件数

	3年度	2年度	前年度比
訪問	48	28	171.4%
電話	295	237	124.5%
メール	14	10	140.0%
合計	357	275	129.8%

## ③ 登録団体数

	3年度	2年度	前年度比
NPO法人	72	69	104.3%
社団・財団・社会福祉法人	13	12	108.3%
任意団体	10	7	142.9%
地域団体	2	1	200.0%
その他	0	0	0.0%
合計	97	89	109.0%

## (2) 事業実施状況

## ① 講座事業

	開催回数	延べ参加者数	(内訳)会場	(内訳)オンライン	平均
3年度	30	306	33	273	10
2年度	30	217	82	135	7
前年度比	—	141.0%	40.2%	202.2%	142.9%

## ② 交流事業

	開催回数	延べ参加者数	(内訳)会場	(内訳)オンライン	平均
3年度	5	165	41	124	33
2年度	5	145	57	88	29
前年度比	—	113.8%	71.9%	140.9%	113.8%

## ③ 普及啓発事業

	開催回数	延べ参加者数	(内訳)会場	(内訳)オンライン	平均
3年度	2	60	38	22	30
2年度	2	52	36	16	26
前年度比	—	115.4%	105.6%	137.5%	115.4%

## (2) 収支状況

## ① 指定管理業務 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
指定管理料 ※	67,926,000	69,095,878	101.7%
利用料金収入	2,700,000	885,400	32.8%
実施事業収入	555,000	324,500	58.5%
収入計 (A)	71,181,000	70,305,778	98.8%

※ 指定管理料については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、収支を精査の上、1,169,878円の増額となった。

支出				
項目		予算額 (円)	決算額 (円)	執行率
管理運営費	人件費	23,344,000	22,785,968	97.6%
	旅費交通費	1,452,000	1,527,949	105.2%
	消耗品費	3,803,000	1,916,210	50.4%
	印刷製本費	528,000	441,944	83.7%
	通信運搬費	528,000	356,686	67.6%
	光熱水費 ※	3,234,000	2,540,839	78.6%
	修繕費	1,144,000	668,621	58.4%
	貸借料	3,045,000	2,797,145	91.9%
	委託料	12,505,000	11,747,066	93.9%
	法人本部経費	11,306,000	12,917,676	114.3%
	その他支出	219,000	217,103	99.1%
実施事業費	人件費	6,508,000	6,689,005	102.8%
	旅費交通費	358,000	324,384	90.6%
	謝礼	1,320,000	1,386,886	105.1%
	消耗品費	407,000	472,752	116.2%
	印刷製本費	179,000	158,582	88.6%
	その他支出	1,301,000	873,983	67.2%
支出計 (B)	71,181,000	67,822,799	95.3%	

※ 新型コロナウイルス感染症による見直しの結果、管理運営費のうち光熱水費について144,639円の返還となった。

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	71,181,000	70,305,778
支出計 (B)	71,181,000	67,822,799
収支差額 (A-B)	0	2,482,979

## ② 自主事業 収支状況

収入			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	達成率
自動販売機売上	197,000	84,756	43.0%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	317,000	54,940	17.3%
収入計 (A)	514,000	139,696	27.2%

支出			
項目	予算額 (円)	決算額 (円)	執行率
自動販売機売上	109,000	69,362	63.6%
その他有料サービス (コピー機・印刷機、消耗品販売他)	173,000	24,178	14.0%
支出計 (B)	282,000	93,540	33.2%

収支		
項目	予算額 (円)	決算額 (円)
収入計 (A)	514,000	139,696
支出計 (B)	282,000	93,540
収支差額 (A-B)	232,000	46,156

## アンケート結果

## (1) 施設貸出業務

## ア アンケート回収方法

施設の利用前にアンケートを配布し、利用後に回収。回答・提出は任意。

## イ 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

## ウ 回収総数

300枚

利用団体が複数の場合等、複数回答している項目もあるため、アンケート回収総数と結果総数は必ずしも一致していない。

## エ 集計結果

## ① 年代(複数回答可)

※多い順に列記 回答項目の記載 20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

項目	年代	結果
1	50代	172
2	60代	168
3	40代	144
4	20代以下	109
5	30代	108
6	70代以上	92

## ② 利用頻度

※多い順に列記 回答項目の記載 初めて 年に1回 月に1回 週に1回 週に1回以上

項目	利用頻度	結果
1	月に1回	168
2	週に1回以上	45
3	週に1回	35
4	年に1回	27
5	初めて	11

## ③ 所属団体

回答項目の記載 NPO団体 一般 その他

項目	所属団体	結果
1	NPO団体	216
2	一般	62
3	その他	10

## ④ 利用人数

※利用人数を5人ごとの項目に分けて分類

項目	利用人数	結果
1	6～10人	113
2	2～5人	74
3	11～15人	48
4	21人以上	35
5	16～20人	25

## ⑤ 使いやすさ

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	使いやすさ	結果
1	大変満足	228
2	やや満足	48
3	普通	3
4	やや不満	1
5	大変不満	0

## ⑥ 利用区分・時間

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	利用区分・時間	結果
1	大変満足	226
2	やや満足	49
3	普通	5
4	やや不満	0
5	大変不満	0

## ⑦ 予約のしやすさ

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	予約のしやすさ	結果
1	大変満足	222
2	やや満足	45
3	普通	13
4	やや不満	0
5	大変不満	0

## ⑧ スタッフの対応

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	スタッフの対応	結果
1	大変満足	236
2	やや満足	41
3	普通	3
4	やや不満	0
5	大変不満	0

## ⑨ 施設全体の満足度

回答項目の記載 大変満足 やや満足 普通 やや不満 大変不満

項目	施設全体の満足度	結果
1	大変満足	225
2	やや満足	50
3	普通	4
4	やや不満	1
5	大変不満	0

## ⑩ 質問⑤から⑨で 4「やや不満」と答えた方が、そのように感じた理由

※回答総数2

項目	意見	結果
1	2階多目的室の扇風機の首振りができない	1
2	貸出ボックスにあるアンケート用バインダーに筆記用具がついていない	1

(2) 講座事業業務

ア アンケート回収方法

講座開催後、参加者から回収。

イ 対象講座

令和3年度に開催の30講座(参加者のべ306名)

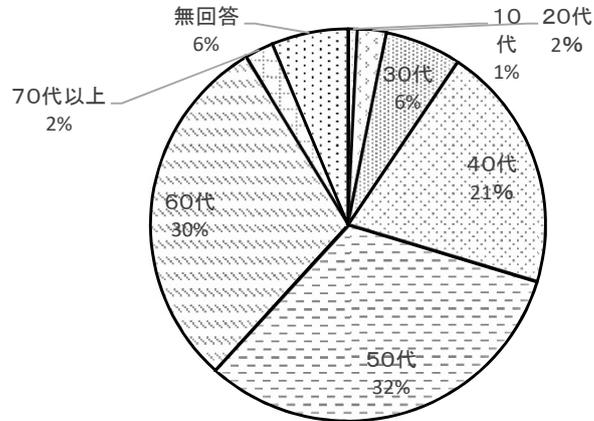
ウ 回収総数

128枚(回収率41.8%)

エ 集計結果

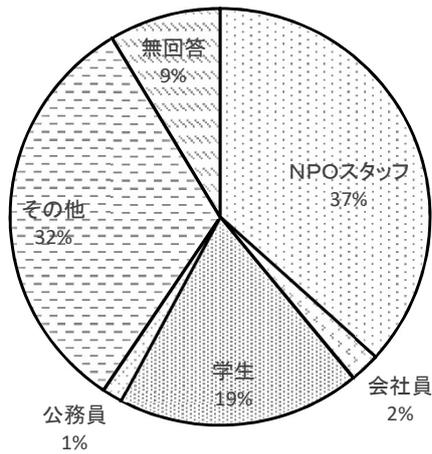
①年代別

10代	1	0.8%
20代	3	2.3%
30代	8	6.3%
40代	26	20.3%
50代	41	32.0%
60代	38	29.7%
70代以上	3	2.3%
無回答	8	6.3%
総数	128	100%



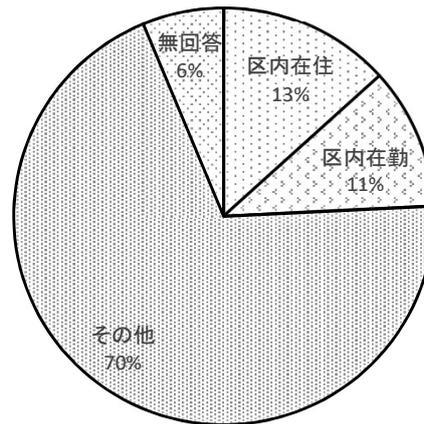
②職業別

NPOスタッフ	47	36.7%
会社員	3	2.3%
学生	24	18.8%
公務員	2	1.6%
その他	41	32.0%
無回答	11	8.6%
総数	128	100%



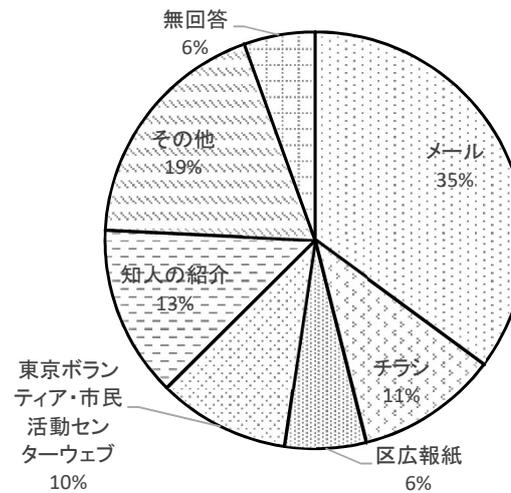
③地域別

区内在住	17	13.3%
区内在勤	14	10.9%
その他	89	69.5%
無回答	8	6.3%
総数	128	100%



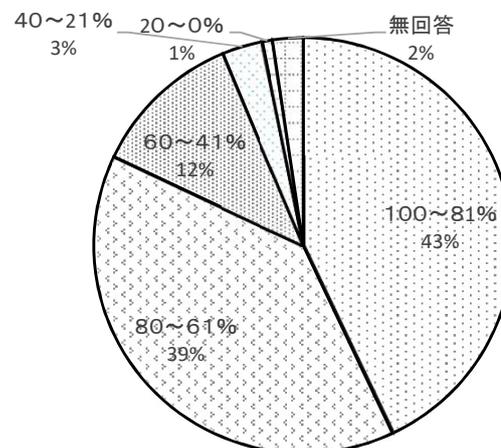
④講座を知った方法(複数回答あり)

メール	45	35.1%
チラシ	14	10.9%
区広報紙	8	6.3%
東京ボランティア・市民活動センターウェブ	13	10.1%
知人の紹介	17	13.3%
その他	24	18.8%
無回答	7	5.5%
総数	128	100%



⑤講座の満足度

100～81%	55	43.0%
80～61%	50	39.1%
60～41%	15	11.7%
40～21%	4	3.1%
20～0%	1	0.8%
無回答	3	2.3%
総数	128	100%



オ 主な意見

【満足度100%～81%の意見】

- ・講師の説明がとても分かりやすく、丁寧に話をしてくれた。
- ・新しい知識や即実践できる方法を教えてもらった。

【満足度80～61%の意見】

- ・内容が充実しているので、講座を2回に分けても良いと感じた。

【満足度60～41%の意見】

- ・大変参考になったが、講師の話し方が少し単調であったことから、集中力が欠けてしまった。

【満足度40%以下の意見】

- ・オンライン講座の特色を活かせていない。

(3) 交流事業業務

ア アンケート回収方法

交流事業開催後、参加者から回収。

イ 対象交流事業

令和3年度に開催の5回の交流事業(参加者のべ165名)

交流事業名	参加者数
第1回 学生とNPOの交流事業	33
第2回 応援団体とNPOの交流事業	27
第3回 企業CSRとNPOの交流事業	33
第4回 プロボとNPOの交流事業	27
第5回 地域とNPOの交流事業	45
合計	165

ウ 回収総数

22枚(回収率 13.3%)

エ 集計結果

①年代別

交流事業	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
第1回	1	4	0	1	0	1	0	7
第2回	0	0	0	1	0	1	0	2
第3回	0	1	1	2	3	3	0	10
第4回	0	0	0	0	0	0	0	0
第5回	0	0	0	1	2	0	0	3
合計	1	5	1	5	5	5	0	22

②地域別

(無回答あり)

交流事業	在住	在勤	その他	合計
第1回	1	0	4	5
第2回	0	0	2	2
第3回	0	1	9	10
第4回	0	0	0	0
第5回	0	2	1	3
合計	1	3	16	20

③交流事業を知った方法

(無回答あり)

交流事業	メール	区広報紙	チラシ	Webサイト	紹介	その他	合計
第1回	7	0	0	0	0	0	7
第2回	0	0	0	0	0	2	2
第3回	2	0	0	0	0	1	3
第4回	0	0	0	0	0	0	0
第5回	1	0	0	0	0	0	1
合計	10	0	0	0	0	3	13

④交流事業の満足度

交流事業	満足度(%)
第1回	82.85
第2回	90.00
第3回	83.33
第4回	-
第5回	85.67

オ 主な意見

- ・いろいろな団体、個人の方の考え方について意見交換できるのは素晴らしい。
- ・参考になるものを多く聞けた。
- ・オンラインが導入されたため、帰宅等のことを考えなくて良くなった。
- ・他の学生団体の方や社会人の方と、年齢を問わず活発に交流することができたため。
- ・新しい発見があり、今後のヒントになりそうな要素があった。

(4) 普及啓発事業業務

ア アンケート回収方法

シンポジウム開催後、参加者から回収。

イ 対象シンポジウム

令和3年度に開催の2回のシンポジウム(参加者のべ60名)

普及啓発事業名	参加者数
第1回 自分らしく生きられる社会を目指して～夢の可能性を広げる～	29
第2回 すべての子どもの”笑顔な未来”のために出来ること	31
合計	60

ウ 回収総数

6枚(回収率10%)

エ 集計結果

①年代別

普及啓発事業	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
第1回	1	1	0	1	0	0	1	4
第2回	0	1	0	0	0	1	0	2
合計	1	2	0	1	0	1	1	6

②職業別

普及啓発事業	NPOスタッフ	学生	会社員	公務員	その他	合計
第1回	1	1	1	0	1	4
第2回	0	1	0	0	1	2
合計	1	2	1	0	2	6

③地域別

普及啓発事業	在住	在勤	その他	合計
第1回	0	1	3	4
第2回	0	0	2	2
合計	0	1	5	6

④シンポジウムを知った方法

普及啓発事業	メール	区広報紙	チラシ	Webサイト	紹介	その他	合計
第1回	1	0	0	1	1	1	4
第2回	1	0	0	0	1	0	2
合計	2	0	0	1	2	1	6

⑤満足度

普及啓発事業	60%未満	60～80%	80～100%
第1回	0.0%	25.0%	75.0%
第2回	0.0%	50.0%	50.0%

オ 主な意見

- ・知らないことが多く、世界が広がった。
- ・具体的な活動内容に関する内容が多く、イメージが湧きやすかった。

新宿区立新宿NPO協働推進センターの指定管理者の管理業務に係る  
事業評価に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「NPOセンター」という。）の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行うNPOセンターの管理業務に関する評価（以下「評価」という。）を行うため、新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって組織する。

- (1) 外部委員 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 NPOセンターの評価は、次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 利用・サービスに関すること。
- (3) 施設・設備の管理に関すること。
- (4) 管理運営経費に関すること。
- (5) 事業に関すること。

(評価の方法)

第7条 委員は、前条の評価を次のとおり行う。

- (1) 指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類による評価
- (2) 指定管理者に対するヒアリングによる評価

(評価の決定)

第8条 委員による評価を踏まえ、区長が評価結果を決定するものとする。

(評価の対象)

第9条 委員が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した管理業務とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域振興部地域コミュニティ課が処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年7月9日 26新地地管第647号 地域文化部長決定)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日 27新地地管第1991号 地域文化部長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日 2新地地管第1556号 地域振興部長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。